

寝屋川市民活動支援補助金

募集要項

募集期間 平成 23 年 12 月 1 日(木)～12 月 20 日(火)

寝屋川市民活動ネット・なかま

目 次

1. 支援金に対する基本的な考え方	1
2. 制度の概要	1~3
3. 申込み手続き	3~4
4. 実施要綱	5~8

1. 支援金に対する基本的な考え方

この支援金は、寝屋川市立市民活動センター(以下「センター」という。)に登録する市民活動団体が行う継続的かつ日常的な公益性のある活動に対し、支援金を交付することにより、当該公益性のある活動の継続性を高め市民活動活性化の推進を図ることを目的としています。

支援金を受けて、人・もの・情報等への資金を投入することにより、継続的な活動につなぎ、活動のひろがりや活動の効果が上がることを期待するものです。

なお、この支援金は、税を原資とした支援金であることから、支援金を使った効果は、単に団体の構成員の及ぶことにとどまらず、市民活動を通じた市民の利益や地域社会への貢献に役立っていることが不可欠でありますので、支援金の申請にあたっては、これらの趣旨を踏まえて、活動計画を立てるとともに、活動を実施する必要があります。

2. 制度の概要

(1) 目的

公益性のある活動の継続性を高め、市民活動の活性化の推進を図ることを目的とします。

(2) 支援対象活動

寝屋川市の区域内で事業が行われ、その対象が主に寝屋川市民であり、以下のいずれかに該当する活動。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 環境の保全を図る活動
- ⑥ 災害救援活動
- ⑦ 地域安全活動
- ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑨ 国際協力の活動
- ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑫ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑬ 科学技術の推進を図る活動
- ⑭ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の充実を支援する活動

⑯ 消費者の保護を図る活動

⑰ 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(3) 支援対象外活動

次の各号に該当する活動は(2) 支援活動対象となる事業であっても対象とならない。

① 営利行為を行う活動

② 宗教上の教義を広め、儀式行為を行い及び教化育成する活動

③ 政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反対する活動

④ 公職選挙法第3条に規定する公職にあるもの(候補者を含む)もしくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

⑤ 複数の団体が個別に申請した活動のうち、活動に関わる構成員の過半数が共通し、かつ各団体の活動に緊密な関連が認められる活動

⑥ 寝屋川市公益活動支援公募補助金・にぎわい創出公募補助金の対象である事業

(4) 補助対象団体

センター登録している団体のうち、市内に活動拠点を有し、また市内で活動の主要部分を行っている法人とその他の団体で、かつ(2)に掲げる活動を1年以上継続している団体とする。

(5) 補助対象経費

区分	経費の種類
報償費	講師等謝礼、調査及び研究に関わる報償等 (団体構成員に対するものは除く)
旅 費	交通費、通行料等
需用費	文具、雑品、図書、写真現像焼付、コピー及びチラシ・ポスター等印刷製本、石油等燃料、医薬材料費
役務費	切手・はがき等の通信費、クリーニング代、保険料等
委託料	警備費、催し物等会場設営費等
使用料及び賃借料	催し物等会場使用料、物品レンタル料
原材料費	材木、土砂等
備品購入費	備品購入費
その他経費	その他事業の特性から支援対象と認められる経費

(6) 審査基準

① 事業を運営する団体の基準

(i) 活動実績があること

- (ii) 当該補助金以外の財源が確保されており、事業を実施する能力があること
- (iii) 寝屋川市公益活動支援公募補助金・にぎわい創出公募補助金での事業と同一の事業をもって、この支援金を交付申請を行っていないことの確認

② 補助対象活動の基準

- (i) 事業実施により社会的公益性が見込まれる活動であること
- (ii) 活動の目的と効果が明確であり、実行可能な方法で活動計画が立案されているもの
- (iii) 多くの市民から参加することが見込め、市民ニーズ・社会状況に即しているもの

(7) 審査機関

寝屋川市民活動ネット・なかまの代表、副代表、書記、会計(以下「役員」という)を以て構成する。

(8) 審査方法

審査書類をもとに、書類審査を行います。書類上不明又は不備があるところについては事情聴取を行います。

(9) 事後報告

支援金の交付の決定に関わる年度が終了した日から 30 日以内に実績報告書・活動報告書・領収書等の提出が必要となります。

3. 申し込み手続き

(1) 募集期間・交付決定時期

募集期間	交付決定時期
平成 23 年 12 月 1 日～平成 23 年 12 月 20 日	平成 24 年 1 月中旬

※補助対象となる活動期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとなります

(2) 申込方法

募集期間中に交付申請書に以下の添付書類を添えて、寝屋川市立市民活動センター(寝屋川市秦町 41-1 市民会館4階)まで持参により提出して下さい。

寝屋川市民活動支援補助金交付申請書	様式第1号
-------------------	-------

(添付書類)

寝屋川市民活動支援補助金活動計画書	様式6
寝屋川市民活動支援補助金活動収支予算書	様式7

※受付時に、書類の不備と記載漏れ等の内容を確認します。再度提出が必要な場合もありますので申請相談会をご利用下さい。

《申請相談会》

日 時 平成 23 年 12 月 5 日(月) 10:00～15:00

場 所 市民活動センター(市民会館 4 階) フリースペース

(3) 助成対象限度額

選考審査結果の決定は総額 100 万円を限度とし、支援対象経費で相当と認められた範囲内での 1 団体 5 万円を限度とする。

(4) 審査結果通知

各団体(申請者)に審査の結果を次の文書で通知します。

寝屋川市民活動支援補助金交付決定通知書	様式第2号
寝屋川市民活動支援補助金不交付決定通知書	様式第3号

(5) 交付請求

交付決定を受けた団体(申請者)は、次の文書で支援金の交付請求をして下さい。

寝屋川市民活動支援補助金交付請求書	様式第4号
-------------------	-------

(6) 支援対象活動の変更

支援金の交付決定を受けた後に、活動計画を途中で変更・中止する場合は、その旨を記載した書類を提出して下さい。

寝屋川市民活動支援補助金活動変更・中止届	(様式なし)
----------------------	--------

(7) 支援金実績報告書の提出

支援金の交付を受けた年度に係る会計年度が終了した日から 30 日以内に実績報告書に下記の書類を添付して提出して下さい。

寝屋川市民活動支援補助金実績報告書	様式第5号
-------------------	-------

(添付書類)

領収書	(様式なし)
その他必要書類	(様式なし)

(8) 支援金の返還

偽りその他不正な方法により支援金の交付を受けたり、支援金の全部又は一部を使用しなかったときは、支援金の返還を命じる場合があります。